

徳島県放置艇削減計画(改定・概要)

I 放置艇の現状

令和4年度プレジャーボート全国実態調査結果(国土交通省、水産庁)によると、徳島県の河川、港湾、漁港で確認されたプレジャーボート総数は2,507隻。
うち、許可を得ずに係留・保管されている「放置艇」は1,816隻存在する。

II これまでの取組

- ・港湾区域では、暫定的係留保管場所として「小型船舶用泊地」を35地区・48施設を指定。また、その周辺水域を中心に23箇所を「放置等禁止区域」に指定
- ・河川区域では、新町川をはじめ、4河川でプレジャーボートの係留保管を実施
- ・漁港区域では、瀬戸漁港をはじめ、7漁港でプレジャーボートの係留保管を実施
- ・令和5年度までに、河川、港湾、漁港の三水域で561隻の沈廃船を撤去

III 削減計画の改定方針

1. 趣旨

国において「地域にとって支障となる放置艇については、概ね10年程度を目途に解消できるよう優先的に対策に取り組む」とした、新たな目標が示された。

切迫する南海トラフ巨大地震への備え、二次被害や応急対策活動への影響の軽減を図る対策も急務。

こうしたことから、今後、本県が実施すべき新たな取組の計画と、実効性のある目標及び計画期間を設定する必要から、改定を行う。

2. 目標及び計画期間

- ・計画期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とする
- ・放置艇は、令和11年度までに令和4年度比「半減」を目指す
- ・市街地に係留する船舶は、「係留場所の移動」を行うなど、中心市街地における漂流船舶などによる二次被害について、概ね10年以内の解消を目指す

3. 方針

- ・係留施設における「許可取得」の促進
 - ・「係留場所の移動」に向けた「恒久的な係留施設」の検討
 - ・暫定的な係留施設の「拡大」及び「機能強化」
 - ・放置艇に対する「指導・撤去」の強化
- これら方針のもと、県内沿岸を「鳴門・吉野川北岸」、「吉野川南岸・小松島」、「阿南・海部」の3地域に分割し、地域の実情を踏まえた計画を策定

4. 中心市街地の課題解消

「津波による二次被害」及び「発災時の応急対策活動への影響」を軽減するため中心市街地に係留する船舶について、現状の水域利用状況を勘案しながら、被害や影響が少ない水域への「船舶の移動」に取り組む。

IV 係留保管場所の確保【受け皿作り】

1. 恒久的係留保管施設の整備に向けた検討等

中心市街地に位置する「ケンチョピア」の係留船舶の移動に向け、先行モデルとな

る「恒久的係留保管施設」を検討

2. 暫定的係留保管場所の設置・機能強化

「鳴門・吉野川北岸」、「阿南・海部」では、河口部や空き水面を活用し、これまでの「暫定的係留保管場所」の確保を継続

3. 民間活力を活用した取組の推進

民間事業者の「優良な投資」、「魅力的な施設整備」、「安定した管理運営」を期待し、参画を促進

V 係留保管場所への誘導【受け皿への誘導】

1. 規制区域での監督処分及び罰則の適用

港湾区域・漁港区域においては、暫定的係留保管場所を確保した周辺水域から、「放置等禁止区域」を設定

河川単独区域においては、暫定的係留保管場所を確保した周辺水域から、船舶の「放置等を禁止する区域」に指定

2. 警察機関などの関係機関と連携した指導

警察や海上保安部、漁業関係者などと合同で、定期的なパトロール・指導を実施

3. 係留保管場所の条例制定

プレジャーボート係留保管の適正化に関する条例制定に向け、調査・検討を開始

4. 監督処分及び罰則の適用

放置艇及び浮桟橋について、簡易代執行などによる撤去・処分を実施

5. 係留保管場所の使用料の設定

新たな「小型船舶用泊地の指定」や「恒久的係留保管施設の整備」状況を鑑み、各区域での料金の設定、見直しを検討

VI 沈廃船の撤去

令和7年度からの令和11年度までの5ヶ年で、速やかに暫定的係留保管場所を確保した水域から沈廃船を撤去

VII 広報等

県民及び船舶所有者等への理解や協力を得るための広報や情報提供を実施

VIII 中心市街地の課題解消に向けた取組

防災拠点となる行政庁舎や、大規模地震発生時の救助や物資輸送を支える緊急輸送道路に隣接した「撫養川」や「ケンチョピア」を対象に、現状の水域利用状況を勘案しながら、二次被害を及ぼす恐れのない水域への段階的な移動に取り組む。

IX 地域毎の具体的な取組

1. 共通事項

係留及び保管能力の向上とともに、規制、予防的措置等を推進

2. 鳴門・吉野川北岸地域

令和12年度までに、暫定的係留保管場所の指定拡大とともに、市街地中心部を流れる撫養川の係留船舶の移動や、放置艇の許可取得を促進

3. 吉野川南岸・小松島地域

徳島小松島港・徳島港区での恒久的係留施設の整備を検討

令和12年度までに、市街地中心部の新町川中流域に位置するケンチョピアの係留船舶の移動や、放置艇の許可取得を促進

4. 阿南・海部地域

令和12年度までに、暫定的係留保管場所の指定拡大とともに、係留施設内の放置艇の許可取得の促進を図り、放置艇を削減